

陳述書

金 寿美 （きむ すみ）

目 次

- 第 1 略歴
- 第 2 2 年前の交渉の経緯
- 第 3 本年度の交渉の経緯
- 第 4 裁判に望むこと

第 1 略歴

私は、東京都港区に生まれ、1998 年 12 月、協同組合日本シナリオ作家協会（以下、作協といいます）の事務局に入局。2004 年 4 月より事務局次長、翌年 2005 年 4 月より事務局長となり、現在に至っています。

第 2 2 年前の交渉の経緯

1、2 年前の 2005 年の 3 月 18 日、作協会員の鄭義信氏より事務局に相談の電話が入りました。内容は、「劇団新宿梁山泊代表の金守珍氏より、7 月から韓国で「人魚伝説」を上演するから異議を述べずに認めるようにとの一方的な書簡が届いた。実はこれまでもいろいろなトラブルがあって、信頼関係は既に破壊されている。今回も無論許可をするつもりはないが、自分から言っただけでは強行に上演してしまう危険性が高い。一度作協からも厳しく警告してほしい」との趣旨でした。

私どもの団体は、脚本家という創作者の権利擁護を第一義とする団体ですので、日頃より契約書の確認やトラブルへの助言等を顧問弁護士と連携しながら行っております。まずは電話での相談が多いのですが、少し聞いて即答できるようなものは除きまして、その後に、面談か書面の提出（FAX でもメールでも可）を必ず求めています。と言いますのは、トラブルの解決には、まずご本人が自分を客観視することが重要だからです。ですので、2 年前も鄭さんには経緯等詳細を FAX して頂きました。拝見しまして、鄭さんの主張は極めて妥当であると感じました。一方、梁山泊側の書面は、最初から「自分の結論ありき」で構成されており、これでは誰が受け取っても気分を害すことになるのではと思いました。

2、その後、3 月 28 日に、鄭義信氏と作協は著作権代理委任契約を締結し、同日、内容証明郵便にて「通告書」を発送し（甲 5）、鄭義信氏の意味「韓国公演は許可できない」旨をお伝え致しました。

これに対し、4月7日、劇団新宿梁山泊の代理人として虎ノ門総合法律事務所の北村行夫・大井法子両弁護士より4月5日付の内容証明郵便が届きました（甲6）。

その内容は、

- ① 基本的に、本件作品の著作権（上演権）の原始的帰属につき根深い対立があり、法的な場において決着を付けるしかない状況と認識している
- ② 但し、本公演は文化庁から補助金を得て行う公的な国際交流の意義を有する重要な公演であり、国際親睦に泥を塗るべきでない。今回の「人魚伝説」韓国公演だけは期限も迫っており、異議を述べないで頂きたい、というものでした。

そこで、私は、念のため、本公演が「国際交流の意義を有する重要な公演」なのかどうか確認しようと思い、文化庁芸術文化課・光石恭典助成係長に電話で事実関係を確認しました。すると、同係長から、新宿梁山泊の助成申請は「唐版・風の又三郎」であって「人魚伝説」ではないとの事、演目の変更はやむを得ない事情がない限り認めていないので、文化庁助成担当としても新宿梁山泊に対し、演目について再確認する必要がある、と言われました。

前述の内容証明郵便では、「本公演は文化庁から補助金を得て行う公的な国際交流の意義を有する重要な公演であり、国際親睦に泥を塗るべきでない」ので、「異議を述べないで頂きたい」というものでしたが、そもそも肝心の前提の事実が真実に基づかないものであることを知り、啞然といたしました。

そこで、作協から、FAXにて、北村・大井弁護士宛に、文化庁に確認した点を記載し、「何故事実に基づかない杜撰な主張されるのか、その態度にさらに不信感を強めた。よって上演は許可できない」旨の回答書を送信しました（甲7）。

すると、4月20日に、これに対する回答として、北村弁護士から4月19日付の内容証明郵便が届きました（甲8）。

その内容は、

- ① 「著作権侵害としか言いようのない度重なる不当な利用」、「度重なる不信行為」について、具体的に指摘してほしい。
- ② 文化庁の助成公演については説明が不十分であったのでお詫びする。単に言葉が足らなかったに過ぎず、決して杜撰な主張をした訳ではない。
- ③ 韓国公演については、同意が得られなかったので「風の又三郎」とし「人魚伝説」は上演しないことにした。

というものでした。

ともあれ、新宿梁山泊は、鄭義信氏の著作権を踏まえて上演中止を決めたので、当方もこれで一件落着としました。

第3 本年度の交渉の経緯

1、しかし、この問題はこれで決着がつきませんでした。それから2年経過した今年の4月23日、鄭義信氏より作協事務局に電話が入り、再び、金守珍氏より4月19日付の書簡が届いたとの事（甲9）、今回もまた上演の許可願でなく、一方的な報告であり、憤りを感じたと話されました。その書簡の内容は、

- ①「それからの夏」を上演するので異議を申し立てないでほしい。
- ② 以下の質問に回答してほしい。会って話したい。
 - a) 「非常識極まりない著作権侵害」とは何を指すのか
 - b) 「度重なる不当な利用の仕方」とはどの公演を指すのか
 - c) 退団する際、劇団員の前で言った言葉「作品はプレゼントする」に期限はあるのか
 - d) 在団中の執筆作品は「劇団員」として書いたものではないのか
 - e) 在団中に鄭義信氏を書いた作品は全て金守珍と劇団員が手を加えて完成させたもの。最終的には劇団のものであり、上演権も劇団が所有していると理解している。

というものでした。

そこで、鄭義信氏の考えが従前と変わらないことを再確認し、作協から新宿梁山泊宛に、内容証明郵便で、7作品について、上演不許可と改変禁止を通告しました（甲10）。

すると、6月6日、金守珍氏から作協と鄭義信氏宛に書簡が届きました（甲11）。そこには、

- ① 鄭義信氏の著作物の大半が既存映画のパクリ、コピーから始まっている。このような作家を擁護するのは組織権力の傲慢であること。
- ② 退団時に作品をプレゼントするという約束は今も有効で、適宜連絡を入れている劇団側には落度はない。約束を破棄したいのなら然るべき理由を説明する義務が鄭氏側にあること。
- ③ 法的措置に出るなら受けて立つ。鄭氏の作品内容を徹底的に洗い出し、原作に対する責任、劇団に対する背任を明らかにしたい。演劇界の将来のためにも、劇団、役者、演出家の権利について、演劇人の意見を入れ、明らかにしていく。

旨が書かれていました。鄭義信氏の意味を再確認して、作協から新宿梁山泊宛に、内容証明郵便で、「上演を許可しない。無断で強行するなら法的手段を取る。本件について、日本劇作家協会も同意見である」旨警告文を出しました（甲12）。

しかし、これと入れ替わりに、新宿梁山泊から鄭義信氏と作協理事長の西岡

琢也氏の自宅宛に、「それからの夏 2007」（原題を許可なく改題）を 8 月 1 日から上演するという仮チラシが送られてきました（甲 1）。

鄭義信氏の明白な上演不許可の意思を完全に無視したこのやり方に、直ちに、新宿梁山泊宛に、「6 月 26 日までに公演中止の回答なき場合は、公演差止の仮処分申立を行う」旨の最後通告書を送付しました（甲 13）。

しかし、期限の 6 月 26 日が到来しても、新宿梁山泊からは何の回答もありません。ここに至り、自主的な解決の道は閉ざされ、法的な手段に訴えるしかありませんでした。

第 4 裁判に望むこと

「著作権者に無断で上演できない」、「著作物の内容や題名を勝手に改変できない」といったことは、今日、業界関係者でなくとも知っている基本的なことで、著作権法を持ち出すまでもなく、一般常識であると考えています。

しかし、今回の事件を経験してみて、私たちの周りではあまりに当たり前のことでも、それが通用しない場合もあるのだと思い知り、その場合には、やはり著作権者は、無断利用者に対し「使ってほしくない」という意思表示をし続ける以外にありません。

にも拘わらず、それを受け入れてもらえず、最終的に裁判にまで進まざるを得なかったことは、とても残念です。当協会は、劇場用映画やテレビドラマなど映像の著作物を製作する会社が主要な取引先ですので、舞台関係者とのお付き合いはそれ程多くありません。が、小劇団から許諾申請があることもありますし、皆さんきちんと許諾の手続きをしてから利用されています。私の実務経験から申し上げれば、今回の事件は極めて稀なケースであり、決して舞台関係者の代表ではないことを彼らの名誉のためにも申し添えます。

本件が公の場で事実に基づいた検証がなされ、速やかに適切な判断が下され、正義が回復されることを切に願っております。

2007年7月5日

東京地方裁判所 殿

